

男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託
企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務」に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務の内容

- (1) 業務名 男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年5月29日まで
- (3) 業務内容 別添【資料2】男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書のとおり
- (4) 契約上限額 25,839,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 実施スケジュール

- (1) 実施要領の公開 令和7年10月 8日（水）
- (2) 質問書の提出期限 令和7年10月16日（木）午後5時
- (3) 上記質問に対する回答の提示 令和7年10月20日（月）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和7年10月23日（木）午後5時
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和7年10月27日（月）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和7年11月 6日（木）午後5時
- (7) プレゼンテーション審査 令和7年11月11日（火）・12日（水）（予定）
- (8) 審査結果の通知 令和7年11月14日（金）（予定）
- (9) 契約締結 令和7年11月中

3 参加資格

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 企画提案競技参加資格確認申請書等の提出の日から受託候補者を選定する日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当室

秋田県教育庁総務課施設整備室 施設・管財チーム

住 所 〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-5116

FAX 018-860-5852

メールアドレス shisetsu-edu@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

ア【資料1】男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託企画提案競技実施要領

イ【資料2】男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書

ウ【資料3】男鹿地区統合校（仮称）公民連携手法導入可能性調査業務委託企画提案競技審査要領

エ【様式】様式資料〈様式1～6〉

〈様式1〉企画提案競技実施要領等に関する質問票

〈様式2〉企画提案競技参加資格確認申請書

〈様式3〉会社概要

〈様式4〉「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

〈様式5〉企画提案競技参加辞退届

〈様式6〉企画提案書提出届

オ【参考1】委託契約書（案）

カ【参考2】男鹿地区統合校（仮称）基本構想

(3) 実施要領等に関する質問の受付

質問は、〈様式1〉企画提案競技実施要領等に関する質問票により受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年10月16日（木）午後5時まで
イ 提出方法 電子メール（郵送、持参は不可）
ウ 提出先 4の（1）に同じ
エ 回答方法 質問事項及び回答をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。
オ 回答期日 随時掲載（最終掲載 令和7年10月20日（月））

（4）参加資格の確認

参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ①〈様式2〉企画提案競技参加資格確認申請書
- ②〈様式3〉会社概要
- ③〈様式4〉「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

イ 提出期限 令和7年10月23日（木）午後5時まで

ウ 受付場所 4の（1）に記載する担当室

エ 受付方法 電子メール、持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。

オ 参加資格の確認結果の通知

参加資格を確認した結果は、令和7年10月27日（月）までに、〈様式2〉企画提案競技参加資格確認申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知する。

カ その他

- ①申請書に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消す。
- ②提出期限までに提出しない者または参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。

（5）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に、参加資格を欠くことが判明したときは、参加資格を失う。また、都合により参加を辞退するときは、〈様式5〉企画提案競技参加辞退届を4の（1）に記載する担当室へ提出すること。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

前記（4）による参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面（任意様式）を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年10月29日（水）午後5時（必着）

イ 提出先 4の（1）に記載する担当室

ウ 提出方法 電子メール

エ 説明方法 参加資格が認められなかった理由の説明は、書面を受理した日から3日以内に〈様式2〉企画提案競技参加資格確認申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知する。

(7) 企画提案書等の提出

前記(4)による参加資格の確認の結果、参加資格が認められた者(以下、「参加者」という。)は、本実施要領及び【資料2】業務委託仕様書に留意し、次の書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年11月6日(木)午後5時(必着)

イ 提出先 4の(1)に記載する担当室

ウ 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。

エ 提出書類

①〈様式6〉企画提案書提出届 1部

②企画提案書(任意様式) 正本1部、副本5部

(ア)【資料2】業務委託仕様書及び【資料3】別添企画提案競技審査要領の内容に基づき作成すること。

(イ)企画提案書は、原則としてA4版、横書き、枚数は15ページ以内(表・裏表紙除く)とする。なお、横向き・縦向きは参加者の任意とする。

③経費見積書(任意様式) 正本1部、副本5部

(ア)委託業務を実施するために必要な経費(消費税及び地方消費税を含む)とその積算内訳が分かる見積書を提出すること。

(イ)消費税額及び地方消費税額の総額を明記すること。

(ウ)宛先は、「秋田県知事 鈴木 健太」とする。

(エ)見積額が契約上限額を上回る場合は、審査の対象としない。

④民間活力(PPP/PFI)導入可能性調査を行った実績を評価する資料 1部

⑤管理技術者の資格を評価する資料 1部

⑥〈様式4〉「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票 1部

⑦賃金水準の向上に関する取組を評価する次の書類 各1部

賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合は、次表の書類(a～dについては該当する書類:直近年である令和6年及びその前年分である令和5年)を提出すること。

区 分		提 出 書 類	
		税務申告に 基づく場合	県域で一つの事業者 とする場合
給与等受給者 一人当たりの 平均給与額の 対前年増加率	役員及び従業員 が対象	a 給与所得の源泉徴収 票等の法定調書合計 表	b 税理士又は公認会計 士等の第三者による 賃上げ実績を確認で きる書類
	役員を除く従業 員が対象	c 税理士又は公認会計 士等の第三者による 賃上げ実績を確認で きる書類	d 税理士又は公認会計 士等の第三者による 賃上げ実績を確認で きる書類
「パートナーシップ構築宣言」の 作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

a 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分 [A] 俸給、給与、賞与等の総額の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

b 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として a に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

c 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「A」俸給、給与、賞与等の総額の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

d 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として c に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

⑧ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する次の書類 各1部

女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合は、次表の書類を提出すること。

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

(9) 留意事項

ア 仕様書に記載した業務内容のほか、調査・検討項目を追加提案することは可能とする。その場合は、当該提案を追加する理由を記載すること。

イ 提出できる企画提案書等は、1参加者につき1案とする。

ウ 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

エ 県が企画提案書等を受理した後は、これを書換え又は撤回することはできない。

5 共同企業体の取り扱い

企画提案競技への参加に当たり共同企業体を結成する場合は、次のとおりとすること。

(1) 全ての構成員が「3 参加資格」(1)から(6)までの参加資格を満たすものであること。

(2) 共同企業体を結成して本企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。

(3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とする。

(4) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行すること。

(5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地を定め共同企業体の構成を明らかにするため、代表者及び構成員を記載した「共同企業体協定書」（任意様式）を提出すること。

(6) 「4 手続き等に関する事項」において、〈様式2〉企画提案競技参加資格確認申請書については、共同企業体の代表者が提出すること。また、〈様式3〉会社概要及び〈様式4〉「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票については、構成員の全員分を提出すること。

6 企画提案競技の審査と受託候補者の選定

(1) 評価基準

【資料3】企画提案競技審査要領のとおり

(2) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日程 令和7年11月11日（火）・12日（水）予定

イ 実施方法 対面による

ウ 実施時間 1事業者30分以内

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

詳細については、参加資格が認められた参加者へ電子メールにより通知する。

(3) 審査方法

企画提案の審査は企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）において、プレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

ア 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 本要領に定めた提出方法等の条件を充足しない場合

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年11月14日（金）（予定）に参加者に対し書面により通知するほか、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」に掲載する。

(6) 苦情申し立て

候補者の選定の結果に関して不服がある場合は、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

7 契約に関する事項

(1) 契約書制作の要否

要

(2) 契約方法

6により選定された受託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。

(3) 企画提案書の取扱い

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(4) 契約保証金

受託候補者は秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。

ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は免除する。

(5) 企画提案競技及び契約の不成立

受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、審査会において次点となった参加者と契約内容について協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、本企画提案競技に参加するに当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、または企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 書類の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 本企画提案競技に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとする。